

住宅や大規模集客施設の整備を計画している皆様へ

中津市立地適正化計画の

- **居住誘導区域外**の区域における、**一定規模以上の住宅**の建築等
- **都市機能誘導区域内・外**の区域における、**誘導施設(大規模集客施設等)**の建築等の際には、都市再生特別措置法に基づく

事前の届出が必要です

1 届出の必要な行為について

(1) 住宅の建築等の届出(都市再生特別措置法第 88 条関係) (居住誘導区域外)

○開発行為(宅地造成含) (様式 5,8 号+添付①)

○建築等行為 (様式 6,8 号+添付②)

- 3戸以上の住宅の建築目的の
開発行為(宅地造成含)

(例1) 3戸の開発行為

⇒届出が必要



- 1又は2戸の住宅の建築目的の

開発行為(宅地造成含)【敷地面積 1,000 m²以上】

(例2) 敷地面積 1,200 m² (例3) 敷地面積 800 m²

1戸の開発行為

⇒届出が必要

2戸の開発行為

⇒届出不要



- 3戸以上の住宅の新築

- 改築又は用途変更して、3戸以上の住宅とする場合

(例1) 3戸の建築行為

⇒届出が必要



(例2) 1戸の建築行為

⇒届出不要



(2) 誘導施設の建築等の届出(都市再生特別措置法第 108 条関係)

○開発行為(宅地造成含) (様式 1,8 号+添付①)

【誘導施設】 ※図A

●:開発・建築等行為等の届出必要
○:休廃止の届出必要

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の
開発行為(宅地造成含)

○建築等行為(様式 2,8 号+添付②)

- 誘導施設を有する建築物の新築
- 改築又は用途変更して誘導施設とする場合

○誘導施設の休廃止(都市機能誘導区域内)(様式 4 号)

- 誘導施設の休止又は廃止

| 種別 | 誘導施設 | 都市機能誘導区域内 | | | 都市機能誘導区域外 |
|------|---|-----------|------|------|-----------|
| | | 広域拠点 | 医療拠点 | 生活拠点 | |
| 商業 | 集客施設(10,000 m ² 以上) | ○ | ● | ● | ● |
| | 小売店舗(3,000 以上 10,000 m ² 未満) | ○ | ○ | ○ | ● |
| 医療 | 病院 200 床以上 | ○ | ○ | ● | ● |
| | 病院 20 床以上 | ○ | ○ | ○ | ● |
| 福祉 | 総合福祉センター (1,000 m ² 以上) | ○ | ○ | ○ | ● |
| 教育 | 専修学校 | ○ | ○ | ○ | ● |
| 文化交流 | 劇場、音楽堂等 (300 席以上) | ○ | ● | ● | ● |
| | 生涯学習センター | ○ | ○ | ○ | ● |
| | 図書館 | ○ | ● | ○ | ● |
| 行政金融 | 市役所 | ○ | ● | ● | ● |
| | 支所、出張所 銀行、信用金庫 | ○ | ○ | ○ | ● |

※添付資料について

①付近見取図,現況平面図,土地利用計画図,造成計画平面図等,位置図,求積図(開発区域面積)

②配置図,2面以上立面図,各階平面図位置図,求積図(敷地面積)等

2 届出期限・届出窓口について

対象となる行為に着手する日の**30日前**までに、まちづくり推進課に届け出てください。

※未届出、虚偽の届出の場合、30万円以下の罰金が科される場合があります(都市再生特別措置法第 130・131 条)。

詳しくは中津市役所2階 まちづくり推進課(電話:0979-62-9032)にお問い合わせ下さい。

